

2 事業者に対する温室効果ガス排出抑制計画及び措置結果報告制度改正についての骨子案

注：1)、2)...を付した用語は、3 参考資料 (1)「用語解説集」を参照

(1) 制度改正の概要

「環境の保全と創造に関する条例」³⁾などの一部改正を検討しています。

	対象者(現行)	対象者(改正案)	報告内容等(現行どおり)
工場・事業所	燃料・熱(原油換算)1,500kL/年または電気600万kwh/年以上を使用する事業所 (省エネ法の第2種I種 ¹⁾ ・管理指定工場相当)	燃料・熱および電気をあわせて原油換算で1,500kL/年以上使用する事業所 (改正省エネ法の第2種I種 ¹⁾ ・管理指定工場相当)	温室効果ガス ²⁾ の排出抑制について下記ア～ウを義務づけます。 ア 知事が定める指針に基づく排出抑制計画(*2)の作成と知事への報告 イ 計画の実施状況の毎年度点検と知事への措置結果報告 ウ 必要に応じた計画の見直し
運輸事業者	-	本県の区域内に一定以上の台数(*1)の自動車を登録している運輸事業者	

(*1) 一定規模以上の台数

排出抑制計画書の作成などを義務づけられる運輸事業者の規模は、別途、規則で定めませんが、下記台数(「エネルギーの使用の合理化に関する法律」¹⁾改正での予定台数の半分・年間燃料使用量 1,500kL 相当)のいずれかに該当する場合、対象とすることを検討しています。

貨物自動車(緑ナンバー)	100台
バス(緑ナンバー)	100台
タクシー(緑ナンバー)	175台

(*2) 現行の排出抑制計画書の内容は以下の項目となっておりますが、その作成については、「兵庫県特定物質排出抑制計画に関する指針(平成15年9月30日兵庫県告示第1155号の2)」を改正し、運輸事業者についての事項を別途定める予定です。

- ・ 温室効果ガス排出抑制方針
- ・ 推進体制の整備
- ・ 温室効果ガスの排出状況と排出量(燃料使用量、走行距離などにより算出)
- ・ 温室効果ガス排出抑制目標と目標設定の考え方
- ・ 温室効果ガス排出抑制の目標達成のために講ずる措置
- ・ 公表の方法

(2) その他

指針の改定にあたっては、既に計画的な取り組みを実施している状況と今後国が示す排出量算定方法などと整合を図る必要があることなどから、排出量の算定方法、削減対策や目標達成のための措置などについて今後関係者と十分協議を行います。